

T&M通信

～税務と経営～

2020年11月号

今月の経営チェックポイント✓

□来月は年末調整の月です。

控除証明書等（国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済等）が発送されてくる時期ですので準備をお願いします。

令和2年に中途入社された方で、本年中に前職分の所得がある場合は、前職分の「給与所得の源泉徴収票」をご用意下さい。

□11月、12月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

□11月は生命保険の月です。現在ご加入されている保険の見直しや、将来のための備え等、生命保険について考えてみてはいかがでしょうか。

□11月3日(火)は文化の日、23日(月)は勤労感謝の日です。

納税期限スケジュール

□所得税の予定納税(第2期分)の納期限は11月30日(月)です。

□所得税の予定納税(第2期分)の減額申請の期限は11月16日(月)です。予定納税額の通知を受けている方で、廃業・休業・業績不振等によりその年の申告税額見込額が予定納税額に満たないと見込まれる場合にはこの減額申請をお勧めします。

□個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(月)です。



着眼点 「お伝えしたいことを二つばかり・・・」

税理士 田中 彰

2020年も11月になり余すところ2ヶ月になりました。コロナに明け暮れた年でしたが、終焉は未だに見えていません。経済的な破綻を避けるためにはコロナウイルスとの共存を考えていかなければなりません。マスクは感染に対して完全ではないにしても、一定の効果があることは間違いありません。体内に入るコロナウイルスの量を減らせれば、自らの免疫力で感染あるいは重症化を防げるかもしれないと私は勝手に思っています。

「手指のアルコール消毒が有効」

お伝えしたいことの一つ目は、数日前の新聞の記事から。京都府立医科大学の研究成果で新型コロナウイルスが人の皮膚上でインフルエンザウイルスの約5倍長く感染力を保つことが分かったそうです。皮膚で9時間感染力を保ち接触感染のリスクが高い恐れがあるため、手指衛生を徹底すること、特にアルコール消毒が有効な感染対策だそうです。施設の入口などにアルコール消毒液が置いてある場合は、面倒がらずにシュッシュしてください。

「入りを量りて出るを制す」

お伝えしたいことの二つ目は、この言葉です。会計の神髄を表現していますが、経営の原則であると思います。収入以内に出費を抑えれば経理は成立します。出費が増えるとか増やしたいのであれば、収入を増やさなければなりません。

ところで、最近相談を受けて、悩ましく思っていることに「高級車購入の可否」があります。昔は年収の3分の1の範囲内で買える車に乗るとか一つの基準がありました。最近では残価設定ローンやリースなどの活用により、高級車が手に届き易くなり、街に高級車が増え、さらに人々の欲望も刺激され易くなりました。

私も高級車は素晴らしいと思いますし、悪く言うつもりはありません。事業においても多少の節税のための購入は許されるでしょう。しかし、トータルの出費は大きく、事業や家計を圧迫してはいけません。この時に思い出して欲しい言葉が、「入りを量りて出るを制す」です。そして時には「入りを量りて欲望を制す」なのかもしれません。

●第5回 働き方改革関連法 ～時間外労働の上限規制の導入～

時間外労働に上限規制が導入されたことを、皆さまご存知でしょうか。今回はその部分を少し掘り下げていきたいと思います。

そもそも「時間外労働」についてですが、労働基準法は労働時間の限度を1日8時間及び1週40時間としております。これを法定労働時間と呼び、これを超える部分が「時間外労働」にあたります。※法定労働時間を超えるには「36協定」の締結と届出が必要です！ご注意ください！

これまでも36協定で定める時間外労働について上限はありましたが、罰則による強制力はありませんでした。また特別条項付きの36協定を締結・届出すれば、上限なく(!)時間外労働を行わせることが可能でした。しかし2020年4月より、全ての企業で罰則付きの上限が法律に規定され、特別条項があった場合でも上回ることはできない上限が設けられました。

《原則の上限》 月45時間、年360時間

《特別条項の上限》 年720時間以内、月45時間超は年6か月まで

《特別条項有無に関わらず》：時間外労働+休日労働は月100時間未満

時間外労働+休日労働は2~6か月平均が全て月80時間以内

【罰則】6か月以下の懲役、又は一人あたり30万円以下の罰金

この法改正によって36協定届の新しい様式が策定されておりますので、要チェックです。

ザッと要点のみを記載しましたが、厚生労働省のホームページでは詳細の解説と、見やすい画像も載っておりますので、是非一度見て頂ければと思います。

今回は読書感想文なんて書けたらなぁと考えております。難しい話はナシできっと楽しい記事をお届けできるかと思いますので、どうぞお付き合い下さい。

(文責：松原 礼)

●新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方を採用したら・・・

新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方や収入が減少した方等(ただし、京都府民に限る)を雇い入れる府内中小企業等に対して、賃金等の経費を補助する「新型コロナウイルス感染症離職者採用支援事業費補助金」の申請受付が始まっています。※下記は概要です。詳細はホームページ等をご確認ください。

■補助限度額 正規雇用労働者…1人あたり30万円 非正規労働者…1人あたり10万円

■補助対象者 下記①~⑤のいずれにも該当する事業主

①府内に主たる事業所を有する中小企業等

②新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業主

③対象労働者(京都府民に限る)を6/1~12/15の間に新たに採用し、3か月以上雇用する事業主

④雇用保険適用事業所

⑤京都府税の滞納がない事業主

■受付期間 11月13日(金)午後5時必着

大阪府や滋賀県でも同じような趣旨の補助金があります。内容はそれぞれ違いますので、該当しそうな方がいらっしゃいましたら各都道府県のホームページをご覧ください。

(文責：田中 ひとみ)